

「宇治市子どもの貧困対策推進計画」（素案）について

1. 「宇治市子どもの貧困対策推進計画」について

○子どもの貧困対策の背景と目的(P1)

（国の動向）

平成 26 年 1 月：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行

平成 26 年 8 月：「子供の貧困に関する大綱」を策定

令和元年 6 月：「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」を公布

令和元年 8 月： 子供の貧困対策に関する有識者会議における提言
「今後の子供の貧困対策の在り方について」

（京都府の動向）

- ・平成 27 年 4 月から令和 2 年 3 月までの 5 年間を計画期間とした「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定

国・府の状況を踏まえ、宇治市では、平成 27 年 3 月策定した「宇治市子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の実施、生活保護や生活困窮世帯に対する個別事業など様々な取り組みを行ってきたところです。しかし、子どもの貧困は、様々な問題が複合的に絡み合い発生することから、関係部署が連携し、包括的に支援を行っていく必要があります。

したがって、子どもの貧困対策という視点から体系的に施策を取りまとめることにより、今後子どもが健やかに、安心して成長できるための施策を推進する観点から「第 2 期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定と併せて、「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定することとしました。

○計画の位置づけについて(事業計画素案 P2)

- ・「宇治市子どもの貧困対策推進計画」は新たな計画として策定します。
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第 9 条第 2 項に基づき、「子どもの貧困」の視点から、「第 2 期宇治市子ども・子育て支援事業計画」も踏まえ、本市の考え方を整理し、体系的にまとめます。

○他の計画との関係について(事業計画素案 P2)

「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として策定します。

また、「宇治市教育振興基本計画」、「宇治市障害福祉計画」、「宇治市健康づくり・食育推進計画」などの諸計画との整合・連携を図ります。

○計画の構成について

「宇治市子どもの貧困対策推進計画」は「第 2 期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の第 6 章に章立てし、下記のような計画の構成としました。

(計画の構成)

- 1 子どもの貧困対策の背景と目的
- 2 子どもの生活の現状と課題
- 3 計画の基本的な考え方
 - (1) 計画の基本的視点
 - (2) 基本理念
 - (3) 基本目標
- 4 宇治市子どもの貧困対策推進計画の体系
- 5 施策の展開

○宇治市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題について (第 2 章、P2～P39)

今回実施したニーズ調査により、特徴的な結果が出たものは次のとおりです。

(1) 世帯の生活状況について

①保護者の就労状況

- ・母親の就労状況(P3)

「ひとり親世帯」でフルタイムの割合が高くなっています。

②現在の暮らしに関する認識

- ・暮らし向きに関する認識(P5)

「世帯収入 0～300 万未満の世帯」及び「ひとり親世帯」で「大変苦しい」の割合が全体と比較するとかなり高くなっています。

③家計の状況

- ・家計のやりくりができないこと(過去 1 年)(P6)

「世帯収入 0～300 万未満の世帯」及び「ひとり親世帯」で「よくあった」の割合が全体と比較するとかなり高くなっています。

(2) 子どもの状況について

①学習塾の利用状況

- ・学習塾の利用状況(P11)

「世帯収入 0～300 万未満の世帯」及び「ひとり親世帯」で全体と比較すると「通っている」の割合が減り、「経済的にできない」の割合がかなり高くなっています。

- ④子どもの食事の状況（朝食の状況）
 - ・朝食の摂取頻度(P14)
「世帯収入 0～300 万未満の世帯」及び「ひとり親世帯」で「毎日」の割合が全体と比較すると低くなっています。
 - ⑦子どもの所有物について
 - ・携帯電話（スマートフォンを含む）(P27)
「世帯収入 0～300 万未満の世帯」及び「ひとり親世帯」で「持っていない（経済的にできない）」の割合が全体と比較すると高くなっています。
 - ⑧子どもに希望する最終学歴
 - ・子どもに希望する最終学歴(P30)
「世帯収入 0～300 万未満の世帯」及び「ひとり親世帯」で「高校」の割合が全体と比較すると高くなっています。
- (3) 支援策について
- ② 学習支援について
 - ・学習支援・利用経験(P35)
「全体」、「世帯収入 0～300 万未満の世帯」、「ひとり親世帯」でいずれも「利用したことがある」と回答した割合がかなり低くなっています。

2. 施策体系について

○計画の基本的視点について(P40)

宇治市における子どもの貧困対策については、次の3つの視点を基本的視点と定め、これに基づき、基本理念や基本目標等を定め、様々な施策を推進します。

- (1) 子どもへの視点
- (2) 保護者への視点
- (3) 地域・関係機関との連携の視点

○基本理念(P40)

第一に子どもに視点を置き、家庭の経済状況にかかわらず、子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、「第2期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の理念を踏まえ、貧困の負の連鎖を断ち切ることを目指して、次のように基本理念を定めます。

全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず

夢と希望を持って成長していけるまち 宇治

○基本目標（P41, 42）

3つの基本視点や基本理念に基づき、3つの基本目標を設定しました。また、それぞれの基本目標を達成するためのポイントを計画書に記載しました。

- 基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援
- 基本目標2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援
- 基本目標3 地域・関係機関との連携によるネットワークづくりの推進

○宇治市子どもの貧困対策推進計画の体系（P43）

「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の基本的視点、基本理念、基本目標等を体系化しました。

○施策の方向性（P43）

基本目標を達成するための施策の方向性を3つの目標に対してそれぞれ定めました。

基本目標1 子どもの健やかな成長と将来を見据えた学習・生活支援

- (1) 「確かな学力」と「生きる力」の育成に向けた支援
- (2) 生活習慣の確立に向けた支援
- (3) 青少年の健全育成のための取組
- (4) 社会的養護が必要な子どもへの支援

基本目標2 家庭の生活安定と自立に向けた保護者への子育て・就労・経済的支援

- (1) 安心して子育てができる環境づくりの推進
- (2) 生活基盤を支えるための経済的負担軽減や就労対策
- (3) ひとり親家庭への支援

基本目標3 地域・関係機関との連携によるネットワークづくりの推進

- (1) 相談窓口や情報発信の充実
- (2) 地域・関係機関との連携した支援体制の整備
- (3) 国・府等と連携した取組の推進

○具体的施策及び内容（P44～P54）

「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」で示す具体的施策を子どもの貧困対策の視点で施策の方向性を再構成するとともに、新たに子どもの貧困対策推進計画における単独施策や、子どもの貧困対策の内容を追加した「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」における具体的施策を加え、施策を展開していきます。

なお、計画書において具体的施策の分類をしています。

<具体的施策の分類>

(☆)：子どもの貧困対策推進計画の単独施策

(◇)：子ども・子育て支援事業計画に子どもの貧困対策を加えた施策

なし：子ども・子育て支援事業計画と共通している施策

○計画の推進について（事業計画素案 P105～P107）

計画の推進にあたっては、「第 2 期宇治市子ども・子育て支援事業計画」と一体的に進めていきます。

3. 今後の予定

今後、会議でのご意見等を踏まえながら、「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」と一体的に作業を行い、「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の初案を作成し、改めて会議の中でご意見を伺ったうえで、パブリックコメントの実施に向けた準備を進めます。